

前橋市道路構造条例の改正について（議案第32号）

道路建設課

1 改正の理由

道路構造令の改正に伴い、所要の改正を行う。

2 主な内容

- (1) 交通安全施設に自動運行補助施設を加える。
- (2) 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

3 施行期日

令和4年4月1日